

○ 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

改正後		改正前																																															
別表第三	別表第三	別表第三	別表第三																																														
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">保険の種類</th> <th colspan="2">保険料基準</th> <th colspan="2">保険金基準</th> </tr> <tr> <td>リスク 対象金額</td> <td>リスク 係数</td> <td>リスク 対象金額</td> <td>リスク 係数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>貨物保険</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	保険の種類	保険料基準		保険金基準		リスク 対象金額	リスク 係数	リスク 対象金額	リスク 係数	[略]	[略]				貨物保険					[略]	[略]				<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">保険の種類</th> <th colspan="2">保険料基準</th> <th colspan="2">保険金基準</th> </tr> <tr> <td>リスク 対象金額</td> <td>リスク 係数</td> <td>リスク 対象金額</td> <td>リスク 係数</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[同左]</td> </tr> <tr> <td>積荷保険</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[同左]</td> </tr> </table>	保険の種類	保険料基準		保険金基準		リスク 対象金額	リスク 係数	リスク 対象金額	リスク 係数	[略]	[同左]				積荷保険					[略]	[同左]			
保険の種類		保険料基準		保険金基準																																													
	リスク 対象金額	リスク 係数	リスク 対象金額	リスク 係数																																													
[略]	[略]																																																
貨物保険																																																	
[略]	[略]																																																
保険の種類	保険料基準		保険金基準																																														
	リスク 対象金額	リスク 係数	リスク 対象金額	リスク 係数																																													
[略]	[同左]																																																
積荷保険																																																	
[略]	[同左]																																																
備考 [略]	備考 [同左]	備考 [同左]	備考 [同左]																																														
別表第四 [略]	別表第四 [同左]	別表第四 [同左]	別表第四 [同左]																																														
備考	備考	備考	備考																																														

1. [略]
2. a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、貨物保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第三のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害リスク相当額	推定正味支払	風水災害リスク相当額	推定正味支払
		保険金の算出方法		保険金の算出方法
[略]	[略]			
貨物保険	[略]			
[略]	[略]			

1. [同左]
2. a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第三のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額とする。

別表第五

保険の種類	地震災害リスク相当額	推定正味支払	風水災害リスク相当額	推定正味支払
		保険金の算出方法		保険金の算出方法
[同左]	[同左]			
積荷保険	[同左]			
[同左]	[同左]			

備考 表中の「」の記載は注記である。